慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	自由貿易協定と農業問題
Sub Title	Free trade agreements and controversy about agricultural protection
Author	木村, 福成(Kimura, Fukunari) 安藤, 光代(Ando, Mitsuyo)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2002
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.95, No.1 (2002. 4) ,p.111- 137
JaLC DOI	10.14991/001.20020401-0111
Abstract	日本がシンガポールに続いて第2、第3 のFTA の締結を検討するにあたって浮上してきたのが、農業問題である。WTO は、FTA を設定する際には「妥当な期間内」に「実質上のすべての貿易」について域内関税その他を廃止することを義務づけている。本論文では、日本が新たなFTA を締結していくためには最低限どの程度、農業保護を撤廃する必要があるのかについて、他の地域協定の内容や先進各国の農業保護の現状にも触れながら、国際貿易論の立場から検討を加える。 Agricultural protection was raised as an issue for Japan when considering the signing of its second and third free trade agreements (FTA) following Singapore. The World Trade Organization (WTO) requires that duties and other restrictive regulations of commerce within a free trade area be eliminated within an "appropriate timeframe" and for "substantially all the trade" when establishing an FTA. This study investigates the minimum level of agricultural protection that should be abolished for Japan to enter into a new FTA, considering the details of other regional agreements and the current state of agricultural protection in developed countries while also examining the situation from a theoretical international trade perspective.
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20020401-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由貿易協定と農業問題

Free Trade Agreements and Controversy about Agricultural Protection

木村 福成(Fukunari Kimura)
安藤 光代(Mitsuyo Ando)

日本がシンガポールに続いて第 2、第 3 の FTA の締結を検討するにあたって浮上してきたのが、農業問題である。WTO は、FTA を設定する際には「妥当な期間内」に「実質上のすべての貿易」について域内関税その他を廃止することを義務づけている。本論文では、日本が新たな FTA を締結していくためには最低限どの程度、農業保護を撤廃する必要があるのかについて、他の地域協定の内容や先進各国の農業保護の現状にも触れながら、国際貿易論の立場から検討を加える。

Abstract

Agricultural protection was raised as an issue for Japan when considering the signing of its second and third free trade agreements (FTA) following Singapore. The World Trade Organization (WTO) requires that duties and other restrictive regulations of commerce within a free trade area be eliminated within an “appropriate timeframe” and for “substantially all the trade” when establishing an FTA. This study investigates the minimum level of agricultural protection that should be abolished for Japan to enter into a new FTA, considering the details of other regional agreements and the current state of agricultural protection in developed countries while also examining the situation from a theoretical international trade perspective.

「三田学会雑誌」95巻1号（2002年4月）

自由貿易協定と農業問題*

木　村　福　成
安　藤　光　代

要　　旨

日本がシンガポールに続いて第2，第3のFTAの締結を検討するにあたって浮上してきたのが，農業問題である。WTOは，FTAを設定する際には「妥当な期間内」に「実質上のすべての貿易」について域内関税その他を廃止することを義務づけている。本論文では，日本が新たなFTAを締結していくためには最低限どの程度，農業保護を撤廃する必要があるのかについて，他の地域協定の内容や先進各国の農業保護の現状にも触れながら，国際貿易論の立場から検討を加える。

キーワード

地域主義，FTA，WTO，農業保護，関税譲許

1．地域主義の台頭と日本

1995年の世界貿易機関（WTO: World Trade Organization）の設立によって多角主義（multilateralism）に重心が移るかに見えた世界の通商政策体系は，欧州連合（EU: European Union）の段階的拡大およびメキシコ，チリ，シンガポールなど比較的規模の小さな経済による積極的な自由貿易協定締結を背景に，再び地域主義（regionalism）の方向に大きく振られつつある。[(1)] 自由貿易地域という政策枠組みは，関税同盟（customs union）と異なり，すでに他の自由貿易地域に属している国であっても，その相手国との調整なしに新たな国と自由貿易地域を形成できるという便利な性質を持

＊　匿名の評者からコメントをいただいた。ここに謝意を表したい。

（1）　FTAという言葉は，GATT上定義される自由貿易地域（free trade area）の略語として使われる場合と，二国間もしくは複数国間で締結される自由貿易協定（free trade agreement）という意味で用いられる場合とがある。本論文では，特に断らない場合には，後者の意味でFTAという表現を用いている。

っている。しかも，複数国とFTAを結んでハブになると，貿易フローという面でも直接投資誘致という面でも有利になる。そのため，FTA締結ブームとなっている現在，できるだけ数多くの国とFTAを結ぼうとするインセンティヴが世界中の国に働いている。

伝統的な国際貿易論の立場をとる欧米の経済学者の間では，未だに地域主義に対する警戒心が強い。[2] 確かに，参加国と非参加国との間に差別的待遇を設けることから，地域主義には負の副作用がともないうる。貿易転換から生じてくる可能性のある負の厚生効果，[3] 原産地規則や自由化例外品目の交錯が生むスパゲティ・ボウル現象（spaghetti bowl phenomena），[4] 経済ブロック間の貿易戦争の恐れを生じさせることなど，[5] 地域主義の望ましくない帰結のほとんどは，多角主義の掲げる無差別原則から逸脱するために生じてくる。しかし，これらのアカデミックな立場からのFTA批判はFTAに対する伝統的なイメージにとらわれすぎており，現在形成されつつあるFTAの性格を正しいバランスでとらえていない，と筆者らは考える。世界の人々のFTAに対する考え方はこの数年で大きく変わった。モノの貿易のみではなくFTAに盛り込まれるそれ以外の広範な分野を重視すること，関税撤廃効果だけではなく直接投資促進効果や国内経済改革推進効果，制度の調和・収束促進効果などを重視することなどは，最近特に強調される点である。[6]

また，地域主義が多角的貿易自由化の躓き石（stumbling block）となるのか踏み台（building block）となるのかという議論も，現在の世界の情勢に見合った議論とは思われない。北米自由貿易協定（NAFTA: North American Free Trade Agreement）やEUが，ある日突然WTOの無差別原則を受け入れて，域内の特恵措置を全ての国に均霑するなどということは，短期的にはまずありえない。NAFTAやEUが参加国を次々に拡大していって，いずれは世界中の国が1つの地域統合に参加するようになるなどということも，やはりありそうにない。今，世界で起きているのは，形成されつつあるFTAのネットワークに入れる国と入れない国とが分かれていく過程である。世

（2） たとえばBhagwati and Panagariya (1996) やBhagwati (2002) 参照。

（3） 貿易転換効果についてはViner (1950), Ohyama (1972), Kemp and Wan (1976), Frankel, Stein, and Wei (1995), Deardorff and Stern (1994), Winters (1997) などを参照してほしい。

（4） 複数のFTAを結ぶことによって生じてくる原産地規則や自由化例外品目の複雑化のことをスパゲティ・ボウル現象と呼ぶ。これについてはBhagwati and Panagariya (1996) を参照してほしい。

なお，学術的文脈ではあまり指摘されていないことであるが，FTAの場合，関税同盟（たとえばEU）と異なり，域内貿易についても域内特恵関税を適用するために原産地証明書作成という面倒な手続きをとらねばならなくなる。このことから，FTAの貿易自由化効果は弱まってしまう恐れがある。アセアン自由貿易地域（AFTA: ASEAN Free Trade Area）の共通実行特恵関税（CEPT: common effective preferential tariff）は，2002年初めの段階では，域内貿易の1割足らずにしか適用されていない。その理由の1つは，原産地証明書作成の手続きが周知徹底していないためと言われている。

（5） Krugman (1991) は経済ブロック間の貿易戦争の理論的帰結について議論したものである。

（6） Ethier (1998), Krueger (1999), World Bank (2000) に代表される最近の論調は，地域統合の直接投資促進効果や国内構造改革促進効果を強調するようになってきている。

界では，多角的ではなく多数国間（plurilateral）の貿易自由化が，原産地規則や自由化除外品目などの不完全な要素を含みながらも進行しているのである。

そうした中，地域主義とWTOとの関係も変質しつつある。多角主義を支持する立場からも，今や，地域主義というものが厳然と存在していることは認めざるを得ない。むしろ，迅速でかつスコープの広い自由化を進めるのに役立ちうる地域主義の存在を積極的に評価し，その強みを引き出すようにWTOを働かせていくことが必要となってきている。地域主義の負の側面は，無差別原則から逸脱するところに原因がある。この望ましくない効果を軽減するためには，多角的な自由化をWTOベースで同時に進めていくのが最も効果的である。また，地域主義の錯綜する中で，多角主義の立場から一定の政策規律をかけ，生じうるさまざまな国際紛争を解決するためのフォーラムを準備することも，WTOの重要な役割である。

1998年，日本政府は，WTOを中心とする多角主義を引き続き中心に据えながらも，FTA締結を含む地域主義をも同時に促進していくという重層的国際通商政策を公式に採用した。そして日本はこれまでに，韓国，シンガポール，メキシコ，チリその他と官民さまざまなレベルでのFTA締結についての研究会を行い，2002年1月，初めてのFTAである日・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA: The Japan-Singapore Agreement for a New Age Partnership）に署名するに至った。(7) その他，表1に示すように，日本は現在，複数の国々との間でFTA締結の可能性を検討している。

日本がJSEPAに続いて第2，第3のFTAの締結を検討していくにあたって浮上してきたのが，農業問題である。次節で詳しく見るように，WTOは，恣意的，保護主義的な地域統合の成立を防ぐため，自由貿易地域あるいは関税同盟を設定する際には「妥当な期間内」に「実質上のすべての貿易」について関税その他の制限的通商規則を廃止することを義務づけている。特にこの「実質上のすべての貿易」とは何を指すのかが明確に定義されていないことが問題となるのだが，とりあえずは参加国間の輸出入の90%以上でなおかつ特定の分野を排除しない自由化が求められるものと解釈されている。シンガポールとFTAを締結した際には，シンガポールからの輸入全体に占める農水産品・食料品輸入はごく限られたものであったので，農林水産部門は新たな貿易自由化を行う必要がほとんどなかった。しかし，日本が第2，第3のFTAを結んでいくには，農林水産部門の一定程度以上の貿易自由化が必要条件となってくる。しかしながら，現在までの農林水産省の公式見解は，WTO交渉以外の場ではいっさい譲歩（貿易自由化を意味する）しないというものである。日本の過度の農業保護については，これまでも社会厚生上大いに問題のあるものとして，国際貿易論者は一貫して改善の必要性を唱えてきた。しかし，ここにきて，農業保護の直接的コストもさることながら，それが足かせとなって国際通商政策の選択肢をせばめてしまうという異常な事態が生ずる可能性が出てきた。

（7） JSEPAは，細かい条文修正と国会による承認を経て，2002年秋に発効する予定である。

表1　日本政府によるFTA締結への動き

(2002年5月1日現在)

相手国・地域	概要
シンガポール	―産学官の共同検討，政府間交渉を経て，本年1月13日に両国の首脳間で「日・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA)」に署名。 ―関税の撤廃にとどまらず，相互承認（MRA: mutual recognition agreement）や知的財産協力等による貿易円滑化，サービス貿易や投資の自由化，電子商取引関連制度の調和，人の移動の円滑化等，新時代にふさわしい幅広い分野をカバーしており，今後の二国間や地域間協定のモデルとなることを期待。
メキシコ	―昨年6月の首脳会談において自由貿易協定の可能性を含む経済関係強化に向けた方途を検討する，産学官による共同研究会の立ち上げを決定。 ―これまでに4回の研究会を開催（昨年9月，11月，12月，本年3月)。 ―NAFTA加盟国企業およびEU企業に比べ，我が国企業はメキシコとのEPA／FTAがないことで関税面（メキシコ平均関税率約16%)，政府調達（欧米企業には入札可能なプロジェクト等についてメキシコ企業と同等の優遇措置）で不利となっており，FTA締結に向けた産業界の要望は強い。
アセアン	―昨年9月の日アセアン経済大臣会合において，より緊密な経済的パートナーシップに向けた日アセアン間の経済協力及び経済統合の促進の方策について検討する，政府関係者からなる専門家グループの設置を決定。本年1月に日アセアン経済連携強化（CEP: closer economic partnership）専門家グループ第1回会合をタイで，第2回を3月にインドネシアで開催。 ―本年1月の総理歴訪において，「日アセアン包括的経済連携構想」を提案。同構想のフォローアップを行うため，全省庁から構成される関係省庁連絡会議を設置。
アセアン＋3	―東アジア自由貿易圏の可能性も含め，東アジア協力のあり方について「東アジア・スタディ・グループ」で検討中。
韓国	―昨年3月より，日韓両国において各経済界を中心とする日韓FTAビジネスフォーラムでの検討が行われ，日韓自由貿易協定についての意見の集約を実施。本年1月の第2回合同会議において，FTAの早期実現が必要との提言内容につき合意。2月1日，日本政府に本提言を提出。 ―本年3月の首脳会談において「日韓FTAに関する産官学研究会」の設置を合意。
タイ	―昨年11月，両国首脳会談において，タクシン・タイ首相は日本との自由貿易協定の締結を提案。
台湾	―昨年10月，APEC終了後の貿易大臣バイ会談において，林台湾経済部長（大臣）は，日台間のFTA研究を民間機関ベースで進めていきたい旨表明。
チリ	―2000年2月チリからFTA検討の提案があったことを受け，同年5月からJETROとチリ外務省との間で共同研究を開始し，2001年6月に取りまとめ。両国政府に包括的な自由貿易協定の早期締結を提言。
ブラジル	―昨年11月，ブラジル開発大臣より平沼大臣に対して日本とのFTA締結を提案。
オーストラリア	―小泉首相が本年5月1日にキャンベラにてオーストラリアのハワード首相と会談し，将来の自由貿易協定の締結も視野に，経済関係の強化に向けた次官級協議と課長級の作業部会を設置することで合意。
その他	―豪州，カナダ，コロンビア，南ア，EFTA（スイス，リヒテンシュタイン)，イスラエルも我が国に対し関心を示している。

出所：経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html/epa_0201.html）および2002年5月1日付朝日新聞。

農業保護に対する筆者らの立場は明確であるが，保護の継続を主張する政治経済的圧力が未だに強大であることもよく理解している。したがって本論文では，百歩譲ってとりあえず，第2，第3のFTAを締結していくために最低限どの程度，農業保護をはずす必要があるのかについて，冷静に議論してみたい。第2節ではまず，地域統合についてWTOが課している政策規律がいかなるものであるのかについて解説する。続く第3節では，日本がFTAを締結する可能性のあるメキシコ，チリ，アセアン10，韓国の4国・地域との間の国際貿易データを用いて，日本の農水産業・加工産業に対する貿易保護の実態を明らかにする。第4節では他の地域協定における農水産品・加工品貿易の取り扱いについてレヴューし，さらに第5節ではWTO農業協定とそれをめぐる先進各国の農業保護の現状について概観する。それらを踏まえ，第6節では，日本がFTAを結んでいくためにはどのような選択肢が残されているのかについて試論を提示する。

2．WTOによる規律

WTOが地域統合に対して課している政策規律は，関税及び貿易に関する一般協定（GATT: The General Agreement on Tariffs and Trade）第24条，サービスの貿易に関する一般協定（GATS: General Agreement on Trade in Services）第5条，および途上国向けの「授権条項」から成る。地域統合の本質は参加国と非参加国との間に差別を設けるという点にあり，WTOの最も重要な政策原則である最恵国待遇とは本来原理的に相容れないものである。GATT第24条は両者の間を取り持つため，GATT第1条の最恵国待遇の例外として自由貿易地域・関税同盟の設立を認める際の要件を定めている。しかし，もともと相反する論理の整合性を求めた上に，規定制定にあたっての政治的駆け引きも影響し，地域統合についてのWTO規律は，内容的にも運用面でもさまざまな問題を抱えた不完全なものとなっている。

特にモノの貿易に関するGATT第24条については，GATT時代から解釈をめぐっての各国の対立が激しく，地域貿易協定の審査はほとんどの場合，両論併記で終わっている。また，1994年末までに審査を終了した69の作業部会のうち，整合性の問題についてコンセンサスに達したのはわずか6件である。さらに，地域貿易協定の特恵措置がパネルで争われたケースはわずか3件しかなく，それらのパネル報告も未採択であった[(8)]。このように，地域統合に関する政策規律は，審査や紛争解決というレベルではほとんど実効性がないというのが現状である[(9)]。

（8） 以上，経済産業省通商政策局（2002，第15章）による。

（9） ただし，最近のアルゼンチン履物事件（1998年4月上級委員会報告採択）およびトルコ繊維事件（1999年11月上級委員会報告採択）では，部分的にではあるが地域統合のWTO整合性に関わる判断がなされており，WTO規定の位置づけが変化したとする見方もある。たとえば小寺・木村（2001）参照。

このような状況にありながら，WTOの政策規律がまったく役に立っていないわけではない。実際，各国がFTAや関税同盟を締結する時には，かなり慎重にWTO整合性を保つべく注意を払っている。これは，地域主義を完全に野放しにするとGATT/WTOによる多角主義の大枠そのものが崩壊してしまうことを各国がよく理解しているからに他ならない。現在のWTO規律は不十分ではあるが，それだけでも何とか守った形にしておかなければ，多角主義の核心である無差別原則が完全に形骸化してしまう。特に日本はWTOの下での国際貿易秩序を強く支持する政策を打ち出しており，自ら締結するFTAをWTO整合的とすべきであるのは当然のことである。

GATT第24条についてやや詳しく見ていくことにしよう。第24条第4項，第5項は，その「目的が，その構成領域間の貿易を容易にすることにあり，そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることにはない」限りにおいて，一定の要件の下で関税同盟または自由貿易地域の設定を最恵国待遇の例外として認めている。本来，経済学的に言えば，非参加国向け貿易障壁の高さが変わらなくても貿易転換によって非参加国の厚生は低下しうる。したがって，規定の基本構造そのものが不完全なのであるが，その根本的な改定は政治的に困難な状況にある。(10)

自由貿易地域と関税同盟の設定が認められる要件としてここで特に注目したいのが，第24条第8項の「実質上のすべての貿易（substantially all the trade）」について域内の関税その他制限的通商規則が撤廃されるべきとの規定である。「その他制限的通商規則」が具体的に何を指すのかも不明であるが，それ以上に問題なのが「実質上のすべての貿易」という部分の解釈である。「実質上」とわざわざ断っていることから完全に「すべて」ではないことがわかるのだが，具体的に何を意味するのかは明らかでない。この点については明確化すべきとの提案がウルグアイ・ラウンドの交渉の中でなされたが，結局合意に至らなかった。しかし，一応の解釈は，(i)「すべての貿易項目についてほぼ自由貿易にする」のではなく「ほぼすべての貿易項目について完全に自由貿易にする」という意味で，(ii) 特定分野をあらかじめ一括除外することは許されず，また (iii) 域内の二国間貿易額の90％以上（輸出と輸入を別建てで考えるかどうかについては定説なし）について自由貿易とならねばならない，ということになっている。(11)

域内貿易を完全に自由にすることには，保護主義的な貿易政策体系を作ってしまうことを防ぐと

---

(10) なお，経済理論上は，非参加国との貿易量が減少しないように経済統合を設計すれば，全ての国の厚生水準を高めるような経済統合の実現が可能である。このことは，つとにKemp and Wang (1976) によって証明されている。McMillan (1993) は，このKemp and Wangの基準に基づいて経済統合の審査をすべきだと主張している。

(11) ウルグアイ・ラウンドで制定されたGATS第5条第1項では，「相当な範囲の分野を対象とすること（substantial sectoral coverage）」としており，さらに注で「この要件は，分野の数，影響を受ける貿易の量及び提供の態様により理解する。……いずれの提供の態様についてもあらかじめ排除することを定めるものであってはならない」と，より明確に規定している。GATT第24条についてのとりあえずの一般的解釈も，これに沿ったものと考えるのが妥当であろう。

いう意味がある。例外品目や関税レベルを恣意的に選択することができるならば，参加国に有利で非参加国に不利なシステムをいかようにも構築することが可能となってしまうからである。無差別原則から逸脱するのであれば，このような機会主義的行動の余地を捨て去って，できる限り自由貿易に近づくべきだと規定しているのである。なお，域内関税の全廃は，資源配分の効率性を向上させる可能性が高い反面，域外国向け関税とのギャップを最大にすることから，多角的な貿易障壁削減が伴わなければ貿易転換を引き起こす危険性をも高めてしまう恐れがあることに注意してほしい。

もう1つの重要な規定は，GATT 第24条第5項の中間協定（関税同盟の組織あるいは自由貿易地域設定のための移行期間に適用するもの）についてのもので，「妥当な期間内に関税同盟を組織し，又は自由貿易地域を設定するための計画および日程を含むものでなければならない」としている。移行期間の長さを恣意的に決められるとすれば，やはり保護主義的な動機で地域協定を設計することもできてしまうわけで，それを防ぐための条項となっている。これについては，マラケシュ協定の中の「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第24条の解釈に関する了解」で，「例外的な場合を除くほか，十年を超えるべきでない」と明記されている。

日本がシンガポールとの間で署名した JSEPA では，モノの貿易について GATT 第24条による規律を満たすよう，細心の注意が払われている。表2は，関税撤廃に関する JSEPA の内容をまとめたものである。[12] シンガポールから日本への貿易について見ると，全品目9,023のうち3,087品目（品目数ベースで34.2%）はもともと WTO 無税譲許品目（WTO ベースで関税をゼロと約束しているもの）であり，それにシンガポールに対してだけ関税をゼロに譲許する3,851品目を加えた計6,938品目（品目数ベースで76.9%）を日本の対シンガポール無税譲許品目とすることになっている。これは，貿易額ベースで言えば，1999年貿易統計で91.8%，2000年貿易統計では93.8%に当たっており，90%ルールを満たしていることになる。また，関税は原則即時撤廃で，石化製品10品目のみ（i）2005年4月に撤廃（1品目），（ii）2003年1月～2010年1月まで8年で段階的に撤廃（7品目），または（iii）2005年1月～2010年1月まで5年で段階的撤廃（2品目）となっている。これで，10年ルールについても要件を満たしている。

問題の農林水産品について見てみよう。農林水産品2,277品目のうち，WTO ベースで無税譲許しているのは428品目（品目数ベースで18.8%）であり，それに実行税率（実際に適用される税率）がすでにゼロとなっている（しかし WTO ベースでは無税譲許していない）58品目[13]を追加した合計486品目（品目ベースで21.3%）を対シンガポール無税譲許品目とすることとした。[14] WTO ベースで無税

---

(12) 以下の情報は財務省ホームページから得た「協定の具体的内容の概要（http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/ka140115d.htm）」による。

(13) この58品目には，針葉樹の木材・製材，原毛皮，オート（播種用以外），たんぱく変性防止剤（冷凍すり身製造用），紙巻たばこ，酒類の一部，工業用アルコール製造用エチルアルコールなどが含まれている。

表 2　日本・シンガポール間貿易と JSEPA による関税撤廃

貿易統計は2000年のもの。

（品目数，100万円，%）

		品目数	貿易額	WTO 無税譲許（2002年 4 月）				JSEPA 無税譲許			
				無税譲許品目数	品目数に占める割合	無税譲許貿易額	貿易額に占める割合	無税譲許品目数	品目数に占める割合	無税譲許貿易額	貿易額に占める割合
日本←シンガポール	農林水産品注1)	2,277	31,978	428	18.8%	2,125	6.6%	486	21.3%	2,196	6.9%
	鉱工業品	6,746	631,707	2,659	39.4%	556,896	88.2%	6,452	95.6%	620,553	98.2%
	全品目合計	9,023	663,685	3,087	34.2%	559,021	84.2%	6,938	76.9%	622,749	93.8%
日本→シンガポール		5,859	2,094,309	974	16.6%	1,231,714	58.8%	5,859	100.0%	2,094,309	100.0%
日本↔シンガポール		14,882	2,757,994	4,061	27.3%	1,790,735	64.9%	12,797	86.0%	2,717,058	98.5%

注 1）ここで言う農林水産品には以下の品目が含まれる。

(a) 農産品：水産品を除く HS1～24類および WTO 農業協定附属書 1 のパラ 1（ii）掲載品目。

(b) 林産品：HS44類，46類。

(c) 水産品：HS1～24類中，上記の農産品を除く。

出所：財務省「協定の具体的内容の概要（http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/ka140115d.htm）」。

譲許していない品目を JSEPA ベースでは無税譲許した，ということであるから，論理的には，「特定分野を除外しない」という要件も満たしていることになる。

農林水産省がこのようなレトリックに協力して FTA 締結をブロックしなかったことは，一歩前進と評価することができよう。とは言え，改めて強調すれば，実行税率ゼロのものをゼロと約束しただけであるから，実質的な自由化のメリットは一切発生しない。しかも，JSEPA 無税譲許分も，2000年貿易額ベースではわずか6.9%に過ぎない。それに加え，JSEPA の経過期間中についてはセーフガード措置も設定されており，輸入が急増した場合には WTO 協定税率まで関税を引き上げることができる。農業部門の保護を継続したいという立場から見れば，まさに「国内の農林水産業に悪影響はいっさい及ばない」のである。しかし，このレトリックは，農林水産品輸入がもともと小さいシンガポールであるから成り立ったわけで，日本が第 2，第 3 の FTA を結んでいこうとする時には通用しない可能性が高い。

なお，逆方向の日本からシンガポールへの貿易については，シンガポール側は品目数5,859のすべてを日本に対して無税譲許することになっている。シンガポールは，WTO ベースではわずか974品目しか無税譲許していない（無税・有税譲許を合わせても4,067品目）が，実行税率はすでに酒類 4 品目を除きすべて無税となっている。

---

(14)　一方，鉱工業品については，例外品目294品目（石油製品の一部，石油化学品の一部，皮革など）を除き，対シンガポール関税を撤廃する。

3．日本の農水産業・農水加工業に対する貿易保護の実態

日本とのFTA締結に関心を示しているメキシコ，チリ，アセアン10，韓国からの農産品・加工品輸入について，日本はどれくらいの関税を賦課して国内産業を保護しているのだろうか。本節では，各国・地域からの主要輸入品目に対する関税賦課の実態を検証する。また，高関税率ゆえに輸入の少ない品目がある可能性も考慮し，WTO協定税率の従価税のみを対象として，高関税率品目についても言及する。

表3は，2000年の日本のメキシコ，チリ，アセアン10，韓国からの主要輸入品目と，その輸入額シェアおよび関税率を示している。[15] 各品目の輸入額シェアは，農水産品・加工品輸入額に対する割合（カッコ内は全輸入額に対する割合）であり，各品目の輸入額は，財務省（2002）のHS（harmonized system commodity product categories）9桁分類の貿易データをもとに，同品目としてまとめられるものでかつ関税賦課が同じ品目の輸入額を足しあげて求めたものである。[16] 以下では，国・地域ごとに，主要な農水産品・加工品輸入品目に対する貿易保護の特徴をまとめておく。

対メキシコ貿易を見ると，農水産品・加工品輸入額は全輸入額の18.2%となっている。[17] その農水産品・加工品のうち，約半分を占めているのが豚肉およびその加工品である。豚肉関連の関税については，種類や価格によって異なる複雑な課税方式がとられており，単純な関税率のみが課されているものもあれば，課税額が基準輸入価格と課税価格との差額，あるいは基準輸入価格に1.5を乗じた額と課税価格に0.6を乗じた額との差額と定められているものもある。ただし，豚肉（農水産品・加工品輸入額シェア46.2%）の大半を占める種類の豚肉（44.7%）の関税率は4.3%とそれほど高くない。また，豚肉加工品については，輸入額は多くないが，豚肉（生鮮，冷蔵，冷凍）よりも課税率（額）が高い。豚肉以外の主要輸入品目としては，アボガド（農水産品・加工品輸入額シェア8.5%），コーヒー（6.2%），メロン（5.1%），アスパラガス（5.0%），スイートコーン（3.3%），えび（3.3%）などがあげられる。これらの関税率は，高い品目順に，コーヒー（焙煎豆）の12%，インスタントコーヒーの8.8%，メロン，スイートコーンの6%などとなっている。ただし，コーヒー

---

(15) なお，日本とアセアン諸国との間のFTAについては，全体をカバーする枠組み協定は先にできるとしても，FTAそのものは2国間ベースで個別に結んでいくことになるものと予想される。なぜならば，アセアンという組織は国家主権の一部を委譲する形の確固たる法的主体とはなっておらず，また，アセアン諸国の中でもFTAに対する準備が整うまでにかなりの時間差が生じてくるものと考えられるからである。したがって，実際のFTA締結交渉においては，ここで示したアセアン10との貿易パターンではなく，個々の2国間ベースの貿易パターンが問題となってくるであろう。

(16) ここで言う「農水産品・加工品」は，表2の財務省定義の「農林水産品」よりも狭い定義となっていることに注意してほしい。

(17) 財務省の「農林水産品」ベースでは同年で18.9%である（出所は表2と同じ）。

表 3　日本の農水産品・加工品輸入と関税体系

(a) メキシコからの農水産品・加工品輸入（2000年）

輸入総額：2571億2563万円
農水産品・加工品輸入総額：467億3433万円（農水産品・加工品輸入割合18.18%）

主要品目の輸入額シェアと関税率

品目名		輸入額シェア（%）		関税			
		対農水産品・加工品	（対全輸入）	基本	WTO協定	特恵	暫定
豚肉		**46.18**	**(8.39)**				
豚肉（生鮮，冷蔵，冷凍）	注1）	0.80	(0.15)		(482円/kg)		*
	注2）	44.65	(8.12)		(4.3%)		4.3%
調製豚肉	注3）	0.00	(0.00)		(1035円/kg)		* *
	注4）	0.34	(0.06)		(8.5%)		8.5%
調製豚肉（その他）		0.37	(0.07)	25%	20%		
アボガド		**8.52**	**(1.55)**				
アボガド（生鮮）		6.46	(1.17)		3%	3%	
アボガド（乾燥）		2.06	(0.37)		3%	0%	
コーヒー		**6.15**	**(1.12)**				
焙煎豆以外		6.12	(1.11)	0%	0%		
焙煎豆		0.03	(0.01)	20%	12%		
インスタントコーヒー		0.01	(0.00)	12.3%	8.8%		
メロン		**5.12**	**(0.93)**	10%	6%		
アスパラガス		**4.96**	**(0.90)**	5%	3%		
スイートコーン		**3.33**	**(0.60)**	10%	6%		
えび(冷凍いせえび，ロブスター，シュリンプおよびプローン)		**3.25**	**(0.59)**	4%	1%		

注1）課税価格が1 kgにつき、部分肉にかかる従量税適用限度価格（64.53円）を超え，分岐点価格（524円）以下のもの。
注2）課税価格が1 kgにつき，部分肉にかかる分岐点価格（524円）を超えるもの。
注3）課税価格が1 kgにつき，豚肉加工品にかかる分岐点価格（897.59円）以下のもの。
注4）課税価格が1 kgにつき，豚肉加工品にかかる分岐点価格（897.59円）を越えるもの。
*　1 kgにつき部分肉にかかる基準輸入価格（546.53円）と課税価格との差額。
* *　1 kgにつき，基準輸入価格（409.0円）に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額。
出所：輸入シェア：財務省ホームページ「貿易統計」のHS 9桁分類データをもとに作成。
関税率：日本関税協会（2000）。

輸入の大半を占めるコーヒー（焙煎前の豆）の関税率は0％である。

対チリ貿易では，農水産品・加工品輸入額が全輸入額の35.7%を占めており，4カ国・地域の中でも最も農水産品の重要度が高い[18]。農水産品といっても，その大部分は水産品である。とりわけ，さけ（農水産品・加工品輸入額シェア31.7%）とます（14.1%）が多く，この2種類だけで，農水産品・加工品輸入額のほとんど半分を占めている。対チリ主要輸入品目である水産品の関税率は，関

(18)　財務省の「農林水産品」ベースでは同年で47.1%である（出所は表2と同じ）。

表3　日本の農水産品・加工品輸入と関税体系
(b) チリからの農水産品・加工品輸入（2000年）

輸入総額：3064億3493万円
農水産品・加工品輸入総額：1092億6260万円（農水産品・加工品輸入割合35.66%）

主要品目の輸入額シェアと関税率

品目名	輸入額シェア（%）		関税			
	対農水産品・加工品	(対全輸入)	基本	WTO協定	特恵	暫定
さけ	**31.67**	**(11.26)**				
さけ	30.88	(10.98)	5%	3.5%		
さけの燻製	0.02	(0.008)	15%	10%		
調製さけ	0.76	(0.27)	9.6%	9.6%		
ます	**14.12**	**(5.02)**	5%	3.5%		
冷凍魚（その他）	**10.68**	**(3.80)**	5%	3.5%		
魚粉	**8.17**	**(2.90)**	0%	0%		
ワイン	**8.12**	**(2.89)**				
スパークリングワイン	0.01	(0.003)	201.6円/L	182円/L	145.6円/L(0%)	
それ以外のワイン	2.82	(1.002)	*	**		
うに	**6.55**	**(5.02)**				
うに	5.32	(1.89)	10%	7%	7%(0%)	
調製うに	1.23	(0.44)	12%	10%	8%(0%)	
豚肉	**4.03**	**(1.43)**				
豚肉（冷凍）　注1）	4.03	(1.43)		(4.3%)		4.3%
調製豚肉（その他）	0.001	(0.00)	25%	20%		
メロ	**3.73**	**(1.33)**	5%	3.5%		
醸造・蒸留かす	**1.72**	**(0.61)**	0%	0%		
ぶどう	**1.44**	**(0.51)**				
ぶどう（生鮮）　注2）	1.41	(0.50)	20%	17%		
注3）			13%	7.8%		
ぶどう（乾燥）	0.03	(0.01)	2%	1.2%		
寒天	**1.13**	**(0.40)**	160円/kg	112円/kg		

注1）課税価格が1 kgにつき，部分肉にかかる分岐点価格（524円）を超えるもの。
注2）3月1日から10月31日までに輸入されるもの。
注3）11月1日から2月末日までに輸入されるもの。
*　21.3%または156.8円/Lのうちいずれか低い税率。ただしその税率が93円/Lを下回る場合は93円/L。
**　15%または125円/Lのうちいずれか低い税率。ただしその税率が67円/Lを下回る場合は67円/L。
出所：輸入シェア：財務省ホームページ「貿易統計」のHS 9桁分類データをもとに作成。
関税率：日本関税協会（2000）。

税率が０％の魚粉と７％のうに以外は，さけ，ます，メロなどすべて3.5％である。一方，加工品の税率は相対的に高く，さけの加工品が9.6％，さけの燻製が10％，うにの加工品が10％などとなっている。水産品以外では，ワインやぶどうの輸入が多い。ぶどう（生鮮）の関税率は，輸入時期によって異なり17％もしくは7.8％である。[19]

対アセアン10貿易は，農水産品・加工品輸入額が全輸入額の１割弱であり，その主要輸入品目は，えびおよびその加工品（農水産品・加工品輸入額シェア31.4％），バナナ（7.1％），まぐろ（７％），鶏肉（７％），いか（4.8％），飼料（3.1％），砂糖（3.1％），コーヒー（２％）などである。えび関連品の関税率は１％～5.3％であり，その主な輸入国はインドネシア，タイ，フィリピンである。[20] バナナ（生鮮）の関税率は，チリのぶどう（生鮮）のケースと同様，輸入時期によって関税率が異なり10％もしくは20％となっており，その主な輸入国はフィリピンである。[21] それ以外の関税率は，まぐろが３％，鶏肉の半分強が12％，残りの半分弱が６％などで，砂糖（甘しや糖）には35.5円/kg もしくは71.8円/kg の従量税がかかっている。

対韓国貿易も，農水産品・加工品輸入額は全輸入額の１割弱である。[22] 韓国の場合，他の国・地域と異なって，輸入品目が多品目に渡っている。主要輸入品目は，まぐろ（農水産品・加工品輸入額シェア19.4％），たらこ（5.0％），豚肉（4.5％），かき（4.7％），エチルアルコール（アルコール飲料の製造原料用のもの）（4.5％），観賞用以外の魚（4.3％），くり（4.1％），その他の野菜（4.0％）などとなっており，まぐろ，たらこ以下の品目の農水産品・加工品輸入額シェアはすべて５％未満である。関税率は，品目によって様々であるが，最も輸入額の多いまぐろの3.5％，調製食料品の29.8％，小麦粉調整品の23.8％を除くと，７～９％前後のものが多い。

４つの国・地域との農水産品・加工品貿易における貿易保護の実態を比較してみると，関税率の高い品目はあるものの，いずれのケースも主要品目の関税賦課は概してそれほど高くないことがわかる。例えば，メキシコであれば，農水産品・加工品輸入額シェアが44.7％である豚肉（生鮮，冷蔵，冷凍），8.5％のアボガド（生鮮），6.1％のコーヒー（焙煎豆以外）の関税率はそれぞれ4.3％，３％，０％，チリであれば，農水産品・加工品輸入シェアの合計が６割を越えるさけ，ます，メロなどの魚類の関税率はすべて3.5％である。このような数％の関税率を維持することによってどれだけの農業保護の効果をあげうるのか，よく考えてみる必要があるだろう。保護継続によってFTA 締結をあきらめざるを得なくなることの社会的コストは非常に大きい。

---

(19)　３月１日から10月31日までに輸入されるものが17％，11月１日から２月末日までに輸入されるものが7.8％となっている。これは，日本とチリでのぶどうの収穫時期を考慮したものであろう。

(20)　特恵関税が定められている品目に関しては，特恵関税が適用される。

(21)　えびと同様に，特恵関税が適用される。税率は，10月１日から３月31日までに輸入されるものが20％，４月１日から９月30日までに輸入されるものが10％である。

(22)　財務省の「農林水産品」ベースでは同年で9.5％である（出所は表２と同じ）。

表3　日本の農水産品・加工品輸入と関税体系
(c) アセアン10からの農水産品・加工品輸入（2000年）

輸入総額：6兆5988億1200万円
農水産品・加工品輸入総額：5935億3749万円（農水産品・加工品輸入割合8.99%）

主要品目の輸入額シェアと関税率

品目名	輸入額シェア（%）		関税		
	対農水産品・加工品	（対全輸入）	基本	WTO協定	特恵[注3)4)]
えび	**31.39**	**(2.82)**			
いせえび，ロブスター，シュリンプおよびプローン	25.49	(2.29)	4%	1%	
冷凍えび	0.01	(0.00)	4%	2%	
冷凍していないシュリンプおよびプローン，えび（その他）	0.09	(0.01)	6%	5%	4%(0%)
調製ロブスター，シュリンプおよびプローン，えび	3.12	(0.28)	4.8%	(4.8%)	3.2%(0%)
調製シュリンプおよびプローン（その他）	2.65	(0.24)	6%	5.3%	5.3%(0%)
調製えび（その他）	0.02	(0.00)	6%	5%	5%(0%)
バナナ	**7.10**	**(0.64)**			
バナナ（生鮮）　注1）	7.10	(0.64)	50%	25%	20%(0%)
注2）			40%	20%	10%(0%)
バナナ（乾燥）	0.00	(0.00)	6%	3%	0%
まぐろ	**7.03**	**(0.63)**	5%	3%	
鶏肉	**7.02**	**(0.63)**			
鶏肉（分割してない冷凍もの）	0.00	(0.00)	14%	11.90%	
鶏肉（冷凍ばら・くず肉）―肝臓	0.00	(0.00)	10%	3%	
鶏肉（冷凍ばら・くず肉）―その他(骨付き)	0.18	(0.02)	20%	8.50%	
鶏肉（冷凍ばら・くず肉）―その他(骨なし)	3.74	(0.34)	12%	11.90%	
あひる	0.06	(0.00)	10%	9%	
調製鶏肉―その他	3.04	(0.27)	8%	6%	6%（0%）
いか	**4.82**	**(0.43)**			
もんごういか	3.00	(0.27)	10%	3.5%	
その他のいか	1.46	(0.13)	10%	5%	
いか―その他	0.34	(0.03)	15%		
飼料（犬猫用小売形態）	**3.11**	**(0.28)**			
飼料（犬猫用）	3.07	(0.28)	0%	0%	
飼料（犬猫用―その他）	0.04	(0.00)	60円/kg	36円/kg	
コーヒー	**2.02**	**(0.18)**			
焙煎豆以外	2.00	(0.18)	0%	0%	
焙煎豆およびコーヒー代用物	0.02	(0.00)	20%	12%	
砂糖（甘しや糖）	**2.51**	**(0.23)**			
砂糖（甘しや糖―その他）	0.07	(0.01)	41.5円/kg	35.5円/kg	
砂糖（甘しや糖―分みつ糖）	2.44	(0.22)	0%	71.8円/kg	

注1）10月1日から3月31日までに輸入されるもの。
注2）4月1日から9月30日までに輸入されるもの。
注3）特恵関税の括弧内の値は，後発途上国に対する税率。
注4）えびとバナナに関して，これらの主要輸入国はそれぞれ，インドネシア，タイおよびフィリピンとフィリピンであり，特恵関税が適用されている。
出所：輸入シェア：財務省ホームページ「貿易統計」のHS 9桁分類データをもとに作成。
関税率：日本関税協会（2000）。

表 3　日本の農水産品・加工品輸入と関税体系

(d) 韓国からの農水産品・加工品輸入（2000年）

輸入総額：２兆2047億280万円
農水産品・加工品輸入総額：2022億8516万円（農水産品・加工品輸入割合9.18%）

主要品目の輸入額シェアと関税率

品目名	輸入額シェア（%）		関税			
	対農水産品・加工品	(対全輸入)	基本	WTO協定	特恵	暫定
まぐろ	**19.39**	**(1.78)**	5%	3.5%		
たらこ	**5.04**	**(0.46)**	12.8%	9%		
豚肉	**4.47**	**(0.41)**				
豚肉（生鮮，冷蔵，冷凍）　注１）	0.48	(0.04)		(482円)		*
注２）	3.98	(0.37)		(4.3%)		4.3%
調製豚肉　注３）	0.002	(0.00)		(8.5%)		8.5%
調製豚肉（その他）	0.013	(0.00)	25%	20%		
かき	**4.65**	**(0.43)**	10%	7%		
エチルアルコール(アルコール飲料の製造原料用のもの)	**4.45**	**(0.41)**	17.9%	16%		0%
観賞用以外の生きている魚（その他）	**4.33**	**(0.40)**	5%	3.5%		
くり	**4.05**	**(0.37)**	16%	9.6%		
野菜および野菜を混合したもの―その他	**4.00**	**(0.37)**	9.6%	9%		
軟体動物(生きているもの,生鮮および冷蔵)	**2.85**	**(0.26)**		7%		
調製魚および軟体動物―その他	**3.19**	**(0.29)**	9.6%	9.6%	7.2%(0%)	
まつたけ	**1.71**	**(0.16)**		3%	0%	
ひじき	**1.60**	**(0.15)**		10.5%	8%(0%)	
調製食料品（その他）	**1.59**	**(0.15)**	30%	29.8%		
かに	**1.55**	**(0.14)**				
かに（気密容器入り）	0.00	(0.00)	6.5%	5%		
かに（気密容器入りのもの以外）	1.55	(0.14)	9.6%	9.6%		
植物性の液汁およびエキス（除虫菊のもの）	**1.53**	**(0.14)**	0%	0%		
赤貝	**1.37**	**(0.13)**		7%	7%(0%)	
あさり	**1.33**	**(0.12)**	10%	7%		
トマト	**1.15**	**(0.11)**	5%	3%		
小麦粉調製品	**1.09**	**(0.10)**	28%	23.8%		

注１）課税価格が１kgにつき，部分肉にかかる従量税適用限度価格（64.53円）を超え，分岐点価格（524円）以下のもの。
注２）課税価格が１kgにつき，部分肉にかかる分岐点価格（524円）を超えるもの。
注３）課税価格が１kgにつき，豚肉加工品にかかる分岐点価格（897.59円）を越えるもの。
*　１kgにつき部分肉にかかる基準輸入価格（546.53円）と課税価格との差額。
出所：輸入シェア：財務省ホームページ「貿易統計」のHS９桁分類データをもとに作成。
関税率：日本関税協会（2000）。

最後に，高関税率ゆえに輸入がほとんど行われていない品目があることも考慮し，輸入量に関係なく，高関税が課されている品目について言及しておく。UNCTAD（2001）のHS 9桁分類の関税率データをもとに，2000年の日本のWTO協定税率（従価税のみ）を見ると，高関税品目として次のような品目があげられる。関税率が50％を超える農水産品は，糖類の一部，とうもろこし，牛肉およびその加工品の一部である。中でも，糖類の数品目に対する関税率は著しく高く，62～114％となっている。また，関税率が30％以上50％以下の主な農水産品は，ミルク，クリーム，バターミルク，チーズなどの乳製品や，オレンジ，ジャム，フルーツゼリー，マーマレードなどの果実およびその加工品の一部である。なお，ここで対象としたのは従価税のみであり，従量税などその他の税が課されているケース，例えば米や一部の豚肉などは考慮していない点に注意していただきたい。

4．他の地域協定における農水産品・加工品貿易の取り扱い

前節では，日本とのFTA締結に関心を示している国・地域との間の農水産品貿易に注目し，日本の貿易保護の実態を検証してきた。今後日本がFTAを締結する際には，農業分野をどのように扱うかが大きな問題となることは必至である。しかし，農業分野が保護の対象となっているのは，日本に限ったことではない。米国やEUなど，他の先進国にとっても同じことである。これらの国は，すでに締結している地域協定において，農業をどのように扱っているのだろうか。本節では，米国とEUが締結している地域協定としてNAFTAとEU＝メキシコ自由貿易協定（EUMFTA: EU-Mexico Free Trade Agreement，2000年7月発効）を取り上げ，農業分野の取り扱いについての特徴をまとめておく。

NAFTAにおける農水産品の取り扱いについては，特徴として以下の3点を指摘しておきたい。[23] 第1は，NAFTAには農業貿易に関する三国間協定はなく，米国・カナダ間，米国・メキシコ間，カナダ・メキシコ間という3つの二国間協定が結ばれている点である。第2は，1995年に発効したWTO農業協定で義務づけられた非関税措置の関税化の一環として，多くのセンシティブ農産品目について関税割当が導入された点である。[24] 関税割当とは，ある一定量までの輸入に対して低い「割当量内関税率（in tariff）」を適用し，それを超過する分に対しては高い「割当量超過関税率（over

(23) 詳しくは，日本機械輸出組合（2000）や日本貿易振興会経済情報部（2000）を参照のこと。

(24) WTO農業協定は，農産品貿易に関して，輸入数量制限，可変輸入課税，輸入最低価格の設定，差別的な輸入商品要求，国家貿易企業および輸出自主規制などといった非関税措置の関税化，輸入農産品に対する関税率の削減，輸出補助金の削減，農産品に対する国内助成金の制限，輸入に関するミニマム・アクセス基準の設定などを規定している。詳しくは外務省経済局（1995）および外務省経済局国際機関第一課（1996）を参照してほしい。

quota tariff rate)」を適用する制度である。関税割当が導入された品目の大部分については，NAFTA 発効後10年目になる2004年までに段階的に撤廃されることになっている。しかし，メキシコのマグロ・カツオの加工品やオレンジジュースのように関税撤廃期限が15年とされている品目もある。[25] また，関税割当を導入した品目であっても，NAFTA 加盟国に対しては，割当量超過関税の対象としないケースもある。[26] 第3は，輸入が一定水準に達したら自動発動される特別農産物セーフガードを規定している点である。

各二国間協定での具体的な取り決めの具体例については表4を参照してもらうこととし，ここでは各国の政策にみられる特徴を簡単にまとめておきたい。カナダの特徴は，非関税措置の関税化の一環として，非常に高い割当量超過関税率をともなう関税割当を導入したことである。特に乳製品，鶏肉，卵，大麦およびマーガリンを含む特定農産物に対しては，それまでの供給管理システム（輸入承認要求や輸入食肉法など）の代わりとして，上限285.6%の割当量超過関税率をもつ関税割当を採用している。米国の特徴は，複数の農産物に対して数量制限を継続していること，また，牛乳などの乳製品，ピーナッツ関連商品，砂糖類，綿など一部のセンシティブ農産品に対して，米国農業調整法のセクション22で，場合によっては最大50%の課徴金の賦課や輸入割当を認めていることである。[27] メキシコの特徴は，乳製品，鶏肉類，ジャガイモ，豆，大豆，コーンなどに対して輸入承認要求を利用して農産品輸入を制限していることであるが，米墨二国間では輸入承認要求を撤廃し，その代わりとして関税割当の撤廃期限を NAFTA 発効後10年または15年（すなわち2004年または2009年）とした。

EUMFTA における農水産品の取り扱いについては，次のような2つの特徴がある。[28] 第1は，農水産品貿易について自由化の対象を限定している点である。EU・メキシコ間貿易の9割を占める工業品貿易については2007年までにすべての関税を撤廃すると規定する一方，農水産品貿易については，2010年までに自由化すると規定している品目は農産品貿易の62%，水産品貿易の99.5%である。[29] EUMFTA が自由化の対象外品目を設けているのは，原則としてすべての品目について関税を撤廃すると規定している NAFTA と大きく異なる点である。第2は，農水産品を，関税撤廃品目（即時撤廃および撤廃スケジュールが決まっている品目），ウェイティング・リスト品目，関税割当

---

(25) 関税割当の段階的な撤廃とは，「割当量内関税」の割当量を段階的に拡大する一方で，「割当量超過関税率」を徐々に引き下げることを意味する。

(26) 割当量超過関税の対象としない例として，カナダにおける米国およびメキシコからの輸入牛肉と子牛肉のケースがあげられる。

(27) 米国農業調整法セクション22により課徴金と輸入割当が適用されるケースは，“輸入品が，農産物あるいは関連品目に関する米国農務省のプログラムの「効果をなくす，または実質的に妨害する，あるいはそのような傾向がある場合」”と定められている（日本貿易振興会経済情報部，2000）。

(28) 詳しくは，日本機械輸出組合（2000）や細野（2001）を参照のこと。

(29) EU・メキシコ間貿易の10%を占める農水産品貿易の内訳は，農産品が7%，水産品が3%である。

表4　NAFTA加盟国間における関税：商品別の具体例

	米加	米墨	加墨
乳製品	WTO協定が適用され，FTAの一部ではない。	米国はメキシコに対して，関税完全撤廃期限の2003年まで，段階的に撤廃される関税割当を課す。メキシコは，2008年までに撤廃される関税割当を粉乳に適用する。	関税は撤廃されない。
牛肉および家畜	食肉輸入法の食肉に関する条項は，カナダ産の食肉に適用されない。数量制限はないが，農業調整法のセッション22とGATT第11条の数量制限の一般的禁止は適用される。	左と同様。ただし，豚肉に関して、メキシコは特別なセーフガード関税割当を適用する。	数量制限はない。ただし，豚肉に関するメキシコのセーフガード関税割当は例外である。
生鮮果実および野菜	2009年までスナップバック税。	セーフガード関税割当。	セーフガード関税割当。
ピーナッツおよびピーナッツ商品	米国の数量制限維持。	米国の関税割当。	なし。
砂糖および砂糖商品	米国の輸入制限および関税割当（ただし，特別協議の対象となる）。	米国の輸入制限および関税割当（ただし，特別協議の対象となる）。	NAFTAは適用されず，MFNレートのみの適用。
オレンジジュース，ラード，綿	綿は農業調整法セクション22によって米国の数量制限の対象となる。	米国およびメキシコの関税割当がオレンジジュースに適用され，2008年までに段階的に撤廃される。綿とジュースに適用される米国の関税割当は，2003年までに段階的に撤廃され，ラードに対するメキシコの関税割当は2003年までに段階的に撤廃される。	ラードに対するメキシコの関税割当は，2003年までに段階的に撤廃される。

出所：日本貿易振興会経済情報部（2000）。

品目，その他（従量税，従価税，従量税と従価税の合算が適用される品目），および未譲許品目に大別し，カテゴリーごとに自由化スケジュールを定めている点である。以下では，各カテゴリーに含まれる品目と自由化のスケジュールについて説明する。

関税撤廃品目とは，関税撤廃スケジュールが既に決定されている品目である。これらの品目は，

①協定発効時撤廃，②協定発効時から引下げを開始し発効後（ｉ）３年で撤廃，（ii）８年で撤廃，（iii）９年で撤廃，③協定発効３年後から引下げを開始し発効後10年で撤廃，のいずれかのスケジュールに従って，関税が撤廃される。

ウェイティング・リスト品目とは，自由化スケジュールは協定発効時点で未定であるが，協定発効日から３年以内に検討されると定められている品目である。EU，メキシコともに，HS ８桁ベースで全農水産品の約３割がこのウェイティング・リスト品目となっている。[30] このカテゴリーに分類されている品目は，生きている動物，肉類，乳製品，酪農品，穀物，ジャガイモ，バナナ，一部フルーツ，コーヒー，砂糖，果物ジュース，一部加工食品，まぐろ，かつおの加工品などである。EU の輸出補助金対象品目は，未譲許品目を除くすべての品目がこのウェイティング・リストに含まれている。

関税割当品目とは，協定発効後３年以内に関税割当が見直される品目である。EU はメキシコに対して，オレンジジュース濃縮液，アボガド，切り花といった特定産品を個別割当枠に基づいて優先的に輸出することを認めている。一方メキシコは，EU に対して，ワイン，蒸留酒およびオリーブ油に関する完全かつ早期の優先アクセスを認めている。

その他の品目としては，MFN 税率のうち従価税を除いた関税（従量税）が課せられる品目や，従価税が半減される品目，FTA で定めた関税率でなく MFN 税率が適用される品目などがある。このカテゴリーに分類されている品目は，EU 側のヨーグルト，マーガリン，チューインガム，ホワイトチョコレート，コーンフレーク，インスタントコーヒー，かんきつ類などである。

未譲許品目とは，自由化の対象外とされる品目である。具体的には，EU にとって最も脆弱な農業分野である酪農品，穀類および肉がこのカテゴリーに含まれる。

これら２つの地域協定を見てもわかるように，各国ともセンシティブ農水産品目に対しては，高い割当量超過関税率をもつ関税割当を導入する，関税撤廃期限を延ばす，ウェイティング・リスト品目や例外品目を設定するなど，少なくとも現時点では，何らかの保護手段を保っている。とは言え，これらの国が，マルチ以外のチャンネルにおいても，農水産品貿易の自由化の促進を図っていることを忘れてはならない。

５．WTO 農業協定と国内農業保護政策

農業分野においては，これまで述べてきたような関税などの貿易保護政策のみならず，様々な国内農業保護政策が実施されている。本節では，日本が FTA 締結の際にとりうる選択肢を考えるためにも，まず WTO 農業協定における輸出補助金や国内助成措置の規定をレヴューし，米国や EU

---

(30)　細野（2001）による。

が，WTOに反しない形で，どのような国内農業保護政策を実施しているのかについて概観する。そして，それらと日本の農業保護政策との比較を試みる。

WTO農業協定における輸出補助金と国内助成措置

補助金に関するWTOの法的規律は，一般にはGATT第6条，第16条，およびマラケシュ協定の中の「補助金及び相殺措置に関する協定」によって定められている。しかし農産品に関する補助金については，同じくマラケシュ協定の中の「農業に関する協定（通称・農業協定）」に別途定められている。(31)

農業協定は，直接的な輸出補助金について，6年間にわたって輸出補助金支出額を36%，輸出補助金付輸出数量を21%削減すること（第9条第2項），さらに国内助成措置については，削減対象外の政策を除くすべての措置に対して，助成合計量（AMS: aggregate measurement of support）を用いて支持の総額を計算し，6年間にわたってその総額の20%の削減を行うことを規定している。(32) 国内助成措置は「黄の政策」，「緑の政策」，「青の政策」に分類されており，このうち削減対象外とされるのは「緑の政策」と「青の政策」である。「緑の政策」の対象となり得るのは，研究，普及，検査，農村基盤整備，市場活動等に関する一般的な役務，食料安全保障のための公的備蓄，国内食糧援助，生産と直接結びつかない（デカップルド）収入支持，収入保険・収入保証（所得セーフティーネット）への支援，災害救済支援，生産者引退，農地転用および投資援助による構造調整，環境対策のもとでの支出，地域援助対策のもとでの支出などであり，これらのうち，2つの条件，すなわち価格支持の効果をもたないことと公的資金による政策であること，を満たす政策が「緑の政策」とされる（附属書2）。また，「青の政策」となるのは，生産調整計画による直接支払いのうち，一定の面積および生産に基づいて行われる支払い，基準となる生産水準の85%以下の生産について行われる支払い，または一定の頭数について行われる家畜にかかる支払いに該当するものである（第6条第5項）。そして，削減の対象とされる「黄の政策」は，上述した「緑の政策」と「青の政策」に含まれない国内助成措置である。

米国とEUの国内農業保護政策

米国の農業政策は現在，1996年農業法（適用期間1996年から2002年）に基づいて実施されており，

---

(31) ただし，林産物や水産物は農業協定の対象とされていない。

(32) AMSとは，農産品や農業生産に関する支持の規模を示す指標であり，そこには市場価格支持，削減対象から除外されない直接支払いおよびその他の補助金が含まれる（附属書3第1項）。個別の産品について計算されるほか，産品特定的でない支持については全体の金額ベースで計算される。なお基準年は1986～1988年である（第9項）。特定の産品の国内助成額がその産品の生産総額の5%以下である場合等にはAMSに含める必要はない（第6条第4項）。

その内容は価格・所得支持政策，輸出振興策，農業保険制度，環境政策，緊急農家救済策（農業法以外の政策）に大別される。[33] 価格・所得支持政策としては，直接固定支払制度や価格支持融資制度がある。直接固定支払制度とは，過去5年間に1回以上一定の作物（小麦，飼料作物，コメ，綿花）を作付けしていた農家に対し，1996年から2002年の7年間にわたり毎年固定額を支払うものであり，この制度は「青の政策」に分類される。[34] 価格支持融資制度としては，農産物を担保にした短期融資制度やマーケティングローン制度がある。農産物を担保にした短期融資制度は，市況低迷時に，融資期間を最大9ヶ月とし，担保を商品金融公社（CCC）に引き渡すことによって返済義務が免除される制度である。また，マーケティングローン制度は，CCCから短期融資を受けている農家が，融資期間中に市場価格が農務省の定める融資単価（ローンレート）を下回っている場合に，市場価格で融資返済できる制度である。適用品目は，コメ，綿花，大豆，小麦および飼料穀物等である。この制度は，財政負担を拡大させるが，ローンレートが農産物の最低価格を保証する効果を持つため，米国の農産物価格を抑え米国農産品の輸出競争力を強める方向に働く。

輸出振興策には，輸出奨励計画（EEP: Export Enhancement Program），乳酸品輸出奨励計画，輸出信用保証計画などがある。EEPとは，米国農産物の輸出拡大と他国の不公正な貿易に対処するという目的で，特定市場にEEP対象品目を輸出する場合に，輸出業者が農産物を購入した価格以下で販売できるよう，政府が輸出業者に値引き相当額の輸出補助金を支給する制度である。この制度の主な対象品目は，小麦，小麦粉および大麦，飼料穀物である。乳酸品輸出奨励計画とは，EEPと同様の輸出補助金制度であるが，適用品目が粉乳，バター，チーズ等の乳製品に限定されている。輸出信用保証計画とは，米国産農産物の輸出を促進するため，開発途上国が行う商業ベースの米国産農産品輸入のための借入金に対して，CCCが信用状発行銀行に債務保証を行う制度である。

その他の政策として，農業保険制度である作物保険や収入保険パイロットプログラム（試験実施），土壌保全留保計画などの環境政策，干ばつ等の自然災害による農家への経済的影響を緩和するための緊急農家救済策などがある。[35]

---

(33) 米国の農業政策については，農林水産省のホームページ「海外農業情報－米国の農業概況」（http://www.maff.go.jp/soshiki/keizai/kokusai/kikaku/gaikyo/america_4.htm）および経済産業省通商政策局（2002）の情報に基づいている。

(34) 1990年農業法（適用期間1990～95年）における生産調整を条件として実施されていた不足払制度の廃止に伴い，これにかわる補償措置として導入された制度である。

(35) 作物保険とは，政府が実施する農業災害に対する作物ごとの保険制度であり，農家が一定の手数料を支払うことにより加入できる。収入保険パイロットプログラムとは，主要作物ごとに，収量の減少や価格の下落による農家収入減を補填する収入保険で，1996年度より試験的に導入されている。（収入保険パイロットプログラムについては，前述した農林水産省のホームページ「海外農業情報－米国の農業概況」を参照のこと。）また，土壌保全留保計画とは，著しく侵食を受けやすい農地を長期間草地や林地に転換して保全した場合に，補助金が与えられるという計画である。

このようにして，米国は，「青の政策」や「緑の政策」に分類される様々な制度を巧みに利用し，センシティブ品目を中心に米国産農産品の国際競争力を高めようとしているのである。

EUは，1992年の「共通農業政策（CAP: common agricultural policy）」および「Agenda 2000」（CAP改革に関する部分）に基づいて，農業を保護するための補助金・国内助成措置や国境措置を実施している。[36] これらの措置は，EUの主要生産品目である穀物，牛肉，酪農製品などの農産品ごとに定められている。ここでは部門ごとの具体的な説明は省略し，EU農業保護政策全体の主な特徴を述べる。

CAPは市場政策と農業構造政策に大別されるが，農業関係予算の約9割を占めるのは市場政策である。市場政策には，市場介入による最低価格保証，域内価格と国際市場価格の差額分を交付する輸出補助金などの国境措置，域内の支持価格水準の引下げに伴う農家の所得減少に対する直接所得補償（デカップリング）などがある。直接所得補償を受けるためには，生産調整が義務づけられている。その条件とは，穀物の場合には対象面積の15%について休耕すること（小規模農家は免除），牛肉の場合には飼料畑1 haあたりの飼養密度を制限すること（4年間で3.5家畜単位から2家畜単位に）である。なお，穀物生産用の休耕分に対しては補償金が，牛肉の飼養密度の制限に対しては奨励金が支払われることになっており，このような措置は「青の政策」に分類される。

農業構造政策としては，農業経営投資に対する助成，若年農業者就農のための助成，早期離農助成，農林業職業訓練に対する助成，農産物の加工・販売の向上のための助成，条件不利地域助成，環境的制約地域助成，農業環境に関する助成，農地への植林に対する助成などがある。これらのうち，条件不利地域助成，環境的制約地域助成，農業環境に関する助成，農地への植林に対する助成などは環境関連の措置である。[37]

EUもまた，最低価格保証や輸出補助金などの国境措置のみならず，デカップリングや環境対策など，WTO農業協定で削減対象外とされている「青の政策」や「緑の政策」を数多く実施して，

---

(36) EUの農業政策については，農林水産省のホームページ「海外農業情報—EUの農業・農政概況：共通農業政策概要（http://www.maff.go.jp/soshiki/keizai/kokusai/kikaku/gaikyo/00eu3f.htm）」および「海外農業情報—EUの農業・農政概況：Agenda 2000（http://www.maff.go.jp/soshiki/keizai/kokusai/kikaku/gaikyo/00eu4f.htm）」の情報に基づいている。

(37) 例えば，条件不利地域助成とは，継続的な農地利用の保証，活力ある農村社会の維持への寄与，田園の維持，環境保全に資する要件を考慮した持続可能な農業システムの維持・促進を目的として，自然条件・社会条件からみて農業の条件が不利な地域の農家に対して補償する政策である。環境的制約地域助成とは，EUの環境保全規則に基づく制限の適用により環境的制限が課されることとなった環境的制約地域の農家に対し，追加的な費用と所得の損失分を補償する政策である。これらの多くが環境関連の政策である。農業環境に関する助成とは，環境・景観・自然資源・土壌・遺伝子多様性の保護や改善と両立するような農地利用，環境に望ましい粗放的な農法および集約度の低い牧草経営，農地の景観および歴史的特徴の維持等を目的として，「通常の良い農法」以上の農法を導入する農家に対し，これに伴う所得の損失分と追加的経費を補償する政策である。

農業保護を図っているのである。

日本の農業保護政策

米国やEUと比較し，日本の農業保護政策にはどのような特徴があるだろうか。現在，日本の農業政策は，1999年6月に成立した新農業基本法である「食料・農業・農村基本法」に基づいて実施されている。[38] この新農業基本法は，食料の安定供給の確保，多面的機能の発揮，農業の持続的発展，農村の復興を目標に掲げ，食糧自給率の向上（目標45%），市場価格支持政策から経営安定政策への転換，中山間地域等の生産条件の不利地域への助成，などを施策のポイントとしている。主な保護品目は，コメ，牛乳などの乳製品，小麦などの穀物，牛肉・豚肉などである。これらの品目を中心に，日本は，主として，行政的価格支持制度，国境措置，生産調整管理体制を通して農業を保護している。[39]

日本の農業保護政策の特徴は，補助金総額が大きいという点と，市場志向が弱く多くの行政的価格を設定している点にある。2000年の日本の農業生産者向け補助金総額は6兆4560億円にのぼる。2000年の補助金が農家収入に占める割合は，同年にOECD平均が34%であるのに対し，日本ではその約2倍の64%に達している。[40] また，1996年度の日本の国内助成額を見ると，「黄の政策」による助成額が全体の54%を占め，そのほとんど（94%）は生産と貿易に最も大きな影響を与える補助形態の1つである価格支持にともなうものである。[41] 国内助成の半分弱を占める「緑の政策」による助成額については，基盤整備がその6割を占めている。従って，価格支持と基盤整備だけで，国内助成額の8割を占めていることになる。米国やEUとは異なり，生産者に対する直接支払いは，国内助成額の数%程度と少ない。このような価格支持偏向型の補助金の構成は80年代半ばからほとんど変わっていない。[42]

OECD（2001）は，純食糧輸入国である日本が国内生産の増大と生産コストの削減を通して食糧

---

(38) 新農業基本法の全文およびそのあらましについては，農林水産省のホームページ「食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第一〇六号）（http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/NewBLaw/newkihon.html）」や「新農業基本法のあらまし（http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/NewBLaw/panf.html）」を参照のこと。

(39) 詳しくは，OECD（2001），服部（2000），太田原・三島・出村（1999），奥野・本間（1998）などを参照していただきたい。

(40) OECD（2001）による。

(41) 1996年度の日本の国内助成額は服部（2000）による。価格支持額については，コメの価格支持額がその8割を占めている。

(42) 過去3年間でほとんどの管理価格が引き下げられたとは言え，国内生産者価格は依然として国際市場価格より3倍以上高く，コメの生産者価格にいたっては国際価格の約8倍に達している。そのため，国内消費者価格と国際価格の差は縮まってきているものの，消費者は国際価格より2倍以上も高い農産物を買わされ続けているのである（OECD，2001）。

表5　1996～98年平均のPSE（対生産額比）による国際比較

	日本	EU(15ヶ国)	オーストラリア	カナダ	米国
総平均	169	65	7	18	20
コメ	434	37	6	n.a.	13
小麦	622	88	5	12	41
牛肉	50	120	5	6	3
鶏肉	13	24	3	5	3
鶏卵	20	5	7	36	4
牛乳	350	112	37	111	105
砂糖	52	62	5	n.a.	69

出所：日本経済研究センター（2001），119ページ。

自給率の向上を図る（目標自給率を達成する）には，非常に高いコストがかかるだろうと指摘している。OECDによる農業生産者保護水準指標（PSE: producer support estimate）を用いると，貿易政策のみならず国内農業保護政策を通じた財政支出も考慮した保護コストを求めることができる。PSEとは，農業生産や農業所得を支持する政策諸手段によって，消費者や納税者から生産者に渡った移転額であり，内外価格差に生産量を乗じた消費者負担と直接間接に農家に支払われた財政支出を合計して算出される。[43] 表5は，1996～98年平均のPSE対生産額比（PSEを国際価格で評価した農業生産額で割った割合）を表している。[44] この表を見ると，日本のPSE 対生産額比の総平均は169％である。PSE 対生産額比が169％とは，日本は，農業保護のために，農業生産額の1.7倍にあたる保護コストを支払っていることを意味する。特に，コメ，小麦，牛乳は，PSE 対生産額比が434％，622％，350％と著しく高い。また，国際的に比較してみても，日本の農業保護水準は，PSE対生産額比の総平均が65％であるEUの2倍以上である。従って，米国やEUが上述したような様々な形で国内農業政策を実施しているとは言え，日本は，これらの国以上に高いコストを支払って，農業を保護しているのである。

6．日本に残された選択肢

日本の農林水産業が生み出す付加価値の対GDP比は，2000年にすでに1.4％まで低下している。[45] いかに日本の農業政策が展望なき政治経済学に縛られているとしても，農業保護の直接的コストゆえに日本経済全体が倒れてしまうというわけではない。しかし，農業保護によって日本の国際通商

(43)　PSEについては，OECD（2001）のホームページ「Glossary of Statistical Terms-PSE（http://cs3-hq.oecd.org/scripts/stats/glossary/detail.asp?ID＝2150）」を参照のこと。

(44)　1996～98年平均のPSE対生産額比は日本経済研究センター（2001）9章による。

(45)　名目価格ベース。内閣府ホームページ（http://www.esri.cao.go.jp）による。

政策の選択肢が大幅に狭められてしまうとすれば，そのコストはとうてい看過し得ないものとなる。

WTOに限らず国際通商交渉に当たる官僚は，国民の真の利益が何であるかを見失いがちである。貿易自由化は本来，自らの国に住む国民の厚生を高めるために進めるべきものである。しかし，国民の大部分を占める消費者の声は届かず，官僚もマスコミも目の前で窮状を訴える少数の生産者の方にばかり注意を向けてしまう。いきおい，国際通商交渉では「輸出はよいことで，輸入は悪いこと」という論理が貫徹し，自らの譲歩（＝自由化）を最小限にとどめて相手側の譲歩（＝自由化）を最大限に獲得するのがよい交渉であると評価されがちである。[46] いかなる保護であれ，それをできるだけ長く続けるべく，国民不在の国際通商交渉が行われるのである。

「WTO以外の場ではいっさい譲歩しない」という農林水産省の大方針を文字通り貫徹することのコストは大きい。WTO農業交渉における「日本提案」（農林水産省，2000）は各国の提案から大きくかけ離れており，そのまま受け入れられることはもちろんのこと，この提案を軸に交渉が進むとはとうてい考えられない。[47] 好意的に解釈するとすれば，この交渉で大きな譲歩をせまられることを契機に日本の農業政策を大幅に見直そうというのが，農水省官僚の意図しているところなのかも知れない。しかし，ドーハ・ラウンドの交渉期限は2004年12月，しかも前例を見れば大幅延長もありえるわけで，日本の国際通商政策の大きな立ち後れにつながる可能性が高い。

農業保護が国民経済全体にもたらしているコスト，およびその保護が既得権益として半恒久化している現状を考えれば，国際貿易論が提示できる最良の処方箋は，国際交渉などを待たずに今すぐにでも，中長期的視野に立つ農業部門の構造改革計画を策定し，その中で農業保護撤廃スケジュールを明確に示すというものであろう。しかし，このような国民経済全体の厚生を重視する立場から見ればごく常識的なプロポーザルでさえ，永田町・霞ヶ関では長い間タブー視されてきた。これを打ち破るには，強い政治的リーダーシップに期待するしかない。

それでは，農業保護をかなりの程度残しながらFTA締結を進めていくということはできるのであろうか。本論文の分析を踏まえれば，その余地は大いにある。その要点は次の3点にまとめることができる。

第1に，90％ルールを満たすという意味で問題となる農林水産品の多くにはごく低い関税率しかかけられておらず，それらを撤廃しても影響は微小である。先に表3に示したように，たとえばメキシコからの豚肉（生鮮，冷蔵，冷凍），アボガド（生鮮）には，それぞれ4.3％，3％の関税しかかかっていない。チリからのさけ，ます，冷凍魚などに対する関税も3.5％，アセアン10からのえび（いせえび，ロブスター，シュリンプおよびプローン）もわずか1％である。これらをFTAの特恵ベースで10年以内に無税にすることを約束すれば，90％ルールはほとんどクリアできてしまう。数パ

---

(46) Krugman（1997）はこのような交渉担当者の行動を「重商主義的」と呼んでいる。

(47) 本間（2002）も参照のこと。

ーセントの関税というのは，年々の為替レートの変動に飲み込まれてしまうほど小さなものであり，貿易保護としての役割は果たしていない。それでも農林水産省が抵抗する理由としては，WTOにおける国際交渉の場で切れるカードを残しておきたいということ以外は考えられない。もう少し大局を眺めながら交渉戦略を練っていけば，乗り越えられない問題ではないはずである。

第2に，90%ルールさえあらかじめクリアしておけば，一部の品目についての交渉はEUM-FTAのように先延ばしすることも可能である。日本がEUと同じことをやって国際社会で許されるかどうかはわからない。しかし，残りの10%の分，さらには貿易額に入ってこない「禁止的関税(prohibitive tariff)」に近い障壁が立てられている品目（たとえば米など）については，保護を残存させる手段はいろいろ考えられる。

第3に，農業を保護するにしても，関税などの国境措置ではなく，WTO上も認められている「緑の政策」や「青の政策」へと政策体系を移していくべきであり，またそれによってFTA締結も容易になる。WTOによって求められている政策体系の移行は，単なる国際交渉上のタクティックスの問題ではない。経済理論上も，一般に，貿易政策よりも生産補助金の方が，価格支持政策よりも所得保障政策の方が，市場の歪みを小さくすることができ，国民経済全体として農業保護のコストを小さくできる。また，そのような政策体系の移行を行えば，そもそも国境措置が問題となるGATT第24条の要件は自動的に満たされることになる。

ここで述べたような手段によって保護を残存させたのでは，国民が不当な負担を強いられている現状を変えることにはならない。しかし当面，農業問題という喉に刺さった小さな棘で命を失うというような愚を犯してはならないとの考え方も一定の説得力を持つ。現在進行中の世界的なFTAブームに日本も乗ることができるかどうかは，これからの日本の経済外交を推し量る試金石となっている。目の前にいる人々の利害調整ばかりに気を取られずに，国外で何が起こっているのかをしっかり見据えつつ，賢明な政策選択を行っていかねばならない。

（経済学部教授）

（経済学部研究助手）

参 考 文 献

太田原高昭・三島徳三・出村克彦編（1999）『農業経済学への招待』，日本経済経論社。

奥野正寛・本間正義編（1998）『農業問題の経済分析（シリーズ：現代経済研究17）』，日本経済新聞社。

外務省経済局監修（1995）『世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定』，財団法人日本国際問題研究所。

外務省経済局国際機関第一課編（1996）『解説WTO協定』，財団法人日本国際問題研究所。

経済産業省通商政策局編（2002）『2002年版不公正貿易報告書：WTO協定から見た主要国の貿易政策』，財団法人経済産業調査会。

小寺彰・木村福成（2001）『東アジア自由貿易地域形成の課題と戦略』，日本機械輸出組合。
財務省（2002）『貿易統計』，http://www.mof.go.jp/trade-st/tr-index.html。
日本関税協会（2000）『実行関税率表』，日本関税協会。
日本機械輸出組合（2000）『主要な自由貿易協定の現状と法的分析』，日本機械輸出組合。
日本経済研究センター（2001）『アジア研究報告書：拡大する自由貿易協定と日本の選択』，日本経済研究センター。
日本貿易振興会経済情報部（2000）『地域貿易協定における自由化例外問題：NAFTA, FTAA, AFTA』，日本貿易振興会。
農林水産省（2000）『WTO農業交渉日本提案』，http://www.maff.go.jp/wto/wto_nihon_teian.htm（WTO document G/AG/NG/W/91）。
服部信司（2000）『WTO農業交渉：主要国・日本の農政改革とWTO提案』，財団法人農林統計協会。
細野昭雄編（2001）『メキシコ：EU自由貿易協定の特徴とNAFTAとの比較』，神戸大学経済経営研究所。
本間正義（2002）「WTO新ラウンドと農業問題」。財団法人産業研究所，委託先：財団法人世界平和研究所『WTO新ラウンドの課題と展望に関する調査研究』，15～29ページ。
Bhagwati, Jagdish and Arvind Panagariya (1996) "Preferential Trading Areas and Multilateralism: Strangers, Friends, or Foes?" In Bhagwati, Jagdish and Arvind Panagariya, eds., *The Economics of Preferential Trade Agreements,* Washington, D.C.: American Enterprise Institute. Reprinted in Bhagwati, Jagdish, Pravin Krishna and Arvind Panagariya, eds., (1999), *Trading Blocs: Alternative Approaches to Analyzing Preferential Trade Agreements,* Cambridge: The MIT Press.
Bhagwati, Jagdish (2002) *Free Trade Today,* Princeton: Princeton University Press.
Deardorff, A. V. and R. M. Stern (1994) "Multiple Trade Negotiations and Preferential Trading Arrangements." In Deardorff, A. V. and R. M. Stern, eds., *Analytical and Negotiating Issues in the Global Trading System,* Ann Arbor: University of Michigan Press.
Ethier, W. (1998) "Regionalism in a Multilateral World." *Journal of Political Economy* 106, No. 6: 1214-1245.
Frankel, J., E. Stein, and S. Wei (1995) "Trading Blocs and the Americas: The Natural, the Unnatural and the Supernatural." *Journal of Development Economics* 47: 61-96.
Kemp, Murray and Henry Wan, Jr. (1976) "An Elementary Proposition Concerning the Formation of Customs Unions." In Kemp, Murray, *Three Topics in the Theory of International Trade: Distribution, Welfare and Uncertainty,* Amsterdam: North-Holland.
Krueger, Ann O. (1999) "Trade Creation and Trade Diversion under NAFTA." NBER Working Paper No. 7429.
Krugman, Paul (1991) "Is Bilateralism Bad?" In Helpman, Elhanan and Assaf Razin, eds., *International Trade and Trade Policy,* Cambridge: The MIT Press.
Krugman, Paul (1997) "What Should Trade Negotiators Negotiate About?" *Journal of Economic Literature* 35, No. 1 (March): 113-120.
McMillan, John (1993) "Does Regional Integration Foster Open Trade? Economic Theory and GATT's Article XXIV." In Anderson, Kym and Richard Blackhurst, eds., *Regional Integration and the Global Trading System,* New York: Harvester Wheatsheaf.
OECD (2001) *Agricultural Policies in OECD Countries: Monitoring and Evaluation 2001,* Paris: OECD.
Ohyama, M. (1972) "Trade and Welfare in General Equilibrium." *Keio Economic Studies* 9: 37-73.
UNCTAD (2001) *Trade Analysis and Information System (CD-ROM).*
Viner, J. (1950) *The Customs Union Issue,* New York: Carnegie Endowment for International Peace.

Winters, L. A. (1997) "Regionalism and the Rest of the World: The Irrelevance of the Kemp-Wan Theorem." *Oxford Economic Papers* 49: 228-234.

The World Bank (2000) *Trade Blocs,* A World Bank Policy Research Report, New York: Oxford University Press.